(二) 符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信設備であつて、基地局と通信を行うもの		
(三) 第四十九条の六の五に定める陸上移動局の送信設備であつて、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップのもの		
(四) 時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信設備であつて、基地局と通信を行うもののうち、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップのもの		
次に掲げる送信設備であつて、空中線電力が二三デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下のもの	七一八MHzを超え七四八MHz以下の周波数の電波を送信する場合	
	その他の周波数の電波を送信する場合	
(一) 第四十九条の六の四に定める陸上移動局の送信設備であつて、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップのもの	八七	
(二) 符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信設備であつて、基地局と通信を行うもの	五八	
(三) 第四十九条の六の五に定める陸上移動局の送信設備であつて、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップのもの	四七	

第十四条第一項の表中十六の項を削り、十七の項を十六の項とし、十八の項を十七の項とし、十九の項を十八の項とする。

第十四条の二第一項中「（電気通信業務を行うことを目的として、二、五四五MHzを超え二、六二五MHz以下の周波数の電波を使用し、主としてデータ伝送のために開設された陸上移動局と通信を行う基地局と当該陸上移動局との間で無線通信（陸上移動中継局又は陸上移動局の中継によるものを含む。）を行うものをいう。以下同じ。）」を削る。

第二十四条第三項の表を次のように改める。

無線局の種別	受信装置の区別	周波数帯	副次的に発する電波の限度
陸上移動局	七一八MHzを超え七四八MHz以下、七七三MHzを超え八〇三MHz以下、八一五MHzを超え八四五MHz以下又は八六〇MHzを超え八九〇MHz以下、九〇〇MHzを超え九一五MHz以下又は九四五MHzを超え九六〇MHz以下の周波数の電波を受信する受信装置	ア　三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満	任意の一〇〇kHz幅で（一）四八・八デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。以下この項から第八項までにおいて同じ。）以下の値
		イ　一、〇〇〇MHz以上一二・七五GHz以下	任意の一MHz幅で（一）三八・八デシベル以下の値
	一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下、一、四七五・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下、一、七四四・九MHzを超え一、七八四・九MHz以下、一、八三九・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下、一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下又は二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を受信する受信装置	ア　三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満	任意の一〇〇kHz幅で（一）五七デシベル以下の値
		イ　一、〇〇〇MHz以上一二・七五GHz以下	任意の一MHz幅で（一）四七デシベル以下の値